

答申情第212号  
令和8年1月26日

京都府長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 北村和生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮詢について（答申）

令和7年3月24日付け保健健第453号をもって諮詢のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

厚生労働省への回答の起案決裁文書に係る公文書一部公開決定事案（諮詢第339号）



## 1 審議会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、別表に示す部分については公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和7年1月27日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

・健康長寿企画課が保有する厚生労働省健康・生活衛生局健康課からの令和6年12月16日付け事務連絡「受動喫煙防止等のたばこ対策の政策評価に関する研究に係る協力依頼について」への回答の起案決裁文書

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として以下の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年2月14日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

### 【公文書の件名】

・厚生労働省からの照会について（回答）（令和7年1月27日決定）

### 【公文書の一部の公開をしない理由】

条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当

研究班の担当者の氏名、所属名、役職名、住所、電話番号及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるものであるとともに、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第1号及び第3号に該当）

行政機関の公開されていない組織のメールアドレスについては、関係者など限られた者との連絡に使用されているものであり、公にすることにより、不特定多数の者からメール受信をする等により、当該組織の事務遂行に支障が生じるおそれがあるため。（条例第7条第6号に該当）

(3) 審査請求人は、令和7年2月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、厚生労働省健康・生活衛生局健康課からの調査依頼（送付文及び調査票）並び

に当該調査の回答に係る処分庁の決定書である。当該調査は、「受動喫煙防止等のたばこ対策の政策評価に関する研究」の一環であり、都道府県、保健所を設置する市及び特別区における飲食店の受動喫煙防止対策促進の取組状況の把握のために実施されたものである。なお、当該研究については、厚生労働省から研究者へ「厚生労働省科学研究費補助金」が交付されているものであり、当該調査を担当する研究分担者が問合せ及び提出先となっている。

(2) 条例第7条第1号及び第3号に該当することについて

審査請求人は、本件公文書のうち、送付文に記載されている当該調査を担当する研究分担者の氏名、所属名、役職名、住所、電話番号及びメールアドレスについて、公開を求めている。研究分担者の全員の氏名及び所属名は、厚生労働科学研究成果データベースに公開されているが、当該調査の担当者の氏名及び所属名までは公開されていない。これらは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるものであるとともに、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

(3) 条例第7条第6号に該当することについて

審査請求人は、本件公文書のうち、送付文及び調査票に記載されている行政機関の公開されていない組織のメールアドレスについて、公開を求めている。本件の厚生労働省のメールアドレスについては、主に健康対策に係る事業全般に関するものに使用されており、同省ホームページ上で健康対策事業に係る掲載は確認できるものの、受動喫煙に係る事業においては一般に公開されているものではない。行政機関の公開されていない組織のメールアドレスは、関係者など限られた者との連絡に使用されているものであり、公にすることにより、不特定多数の者からメール受信をする等、当該組織の事務遂行に支障が生じるおそれがあり、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 全部公開を求める。

(2) 条例第7条第1、3、6号に該当しない。

## 6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、厚生労働省からの調査依頼（以下、「調査依頼」という。）及び調査依頼の回答に係る処分庁の決定書であり、当該調査依頼は、自治体における飲食店の受動喫煙防止対策促進の取組状況の把握のために実施されたものである。

(2) 条例第7条第1号及び第3号該当性について

ア 処分庁は、本件公文書のうち、送付文に記載されている調査依頼を担当する研究分担者の氏名、所属名、役職名、所属先の住所、電話番号及びメールアドレスについて、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるものであるとともに、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号及び第3号の非公開情報に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、条例第7条第1号及び第3号に該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

エ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、調査依頼を担当する研究分担者の氏名、所属機関の名称、役職、所属機関の住所及び電話番号、メールアドレスが記載されていることが認められた。研究分担者の全員の氏名及び所属機関は、厚生労働科学研究成果データベースに公開されているが、調査依頼の担当者の氏名までは公開されていない。このため研究分担者の氏名と、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることなるおそれがある研究分担者の所属機関の名称、役職、所属機関の住所及び電話番号、調査依頼の問合せ及び提出先として記載されているメールアドレスのうちドメイン部分については、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものであると判断する。

オ しかしながら、調査依頼の問合せ及び提出先として記載されている、研究分担者の所属機関のメールアドレスのうち、ドメイン以外の部分については、公開しても個人を特定することはできず、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当しないと判断する。

カ なお、6(2)アのとおり、処分庁は条例第7条第3号該当性についても主張しているが、条例第7条第3号における法人からは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等を除くと規定されている。本件公文書に記載されている所属機関は国立大学法人であることから、6(2)オについては条例第7条第3号にも該当するとはいせず、公開することに支障はないと判断する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 処分庁は、本件公文書のうち、厚生労働省のメールアドレスのドメイン以外の部分については、行政機関の公開されていない組織のメールアドレスは、関係者など限られた者との連絡に使用されているものであり、公にすることにより、不特定多数の者からメール受信をする等により、当該組織の事務遂行に支障が生じるおそれがあることから条例第7条第6号に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、条例第7条第6号に該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることを定めたものである。

エ しかしながら、厚生労働省のメールアドレスを公開することによって、処分庁が主張するように、不特定多数の者からメール受信をする可能性は否定できないが、当該事務の「遂行を不当に阻害するおそれ」に具体性があるとまではいえないことから、当該メールアドレスについては、ドメイン以外の部分についても公開することに支障はなく、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当しないと判断する。

(4) 以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 公開すべきとした箇所

公開すべき箇所	
調査票 1 頁	提出先のメールアドレスの@より前
送付文	【問合せ及び提出先】のメールアドレスの@より前
	厚生労働省健康・生活衛生局健康課のメールアドレスの@より前
依頼文	データ提出先のメールアドレスの@より前
	問合せ先のメールアドレスの@より前

(参考)

1 審議の経過

令和 7 年 3 月 24 日 諒問  
4 月 23 日 諒問庁からの弁明書の提出  
12 月 16 日 諒問庁の職員の口頭理由説明（令和 7 年度第 8 回会議）  
令和 8 年 1 月 26 日 審議（令和 7 年度第 9 回会議）

2 本件諒問について調査及び審議を行った部会

第 1 部会（部会長 北村 和生）